

不祥事防止マネジメント

解説編の利用にあたって

1. 試験問題は、弊社ホームページに掲載中の別ファイルをご利用下さい。
2. 解説に、2024年度の通信テキストの参照ページを記載していますが、今後、通信テキストの改訂により参照ページが変更になる可能性がありますので、ご注意ください。
3. 試験問題と解説は、試験実施日を基準としておりますので、勉強にあたっては、その後の「法令・規則・制度等」の改正、変更にご注意下さい。

照会先

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11

アグリスクエア新宿9F

農林中金アカデミー研修企画部

TEL 03-6457-8926

目 次

	ページ	正答率
問1 不祥事件と金融行政上の措置等	1	74.3%
問2 行政当局が不祥事件の検証を行う際の着眼点	2	100.0%
問3 不祥事件の定義や行政当局への届出期限等	3	62.5%
問4 不祥事件の定義と地域金融機関による不祥事	4	91.3%
問5 金融機関で不祥事が発生する背景等	5	85.1%
問6 不祥事防止に向けた支店長・管理者の役割と責務	6	96.9%
問7 不祥事を未然に防止するための人事ローテーション	7	7.6%
問8 近年の不祥事の傾向、特徴	8	92.4%
問9 詐欺罪	9	44.1%
問10 横領罪	10	6.6%
問11 不祥事を防止するための渉外係員の行動管理	11	86.8%
問12 背任罪	12	48.6%
問13 背任事件の再発・未然防止策	13	86.5%
問14 個人情報漏洩事件等	14	53.8%
問15 個人情報の漏洩や情報漏洩防止策	15	92.4%
問16 守秘義務	16	52.4%
問17 各種調査への対応と守秘義務	17	62.5%
問18 優越的地位の濫用と独占禁止法	18	61.5%
問19 独占禁止法の優越的地位の濫用	19	89.2%
問20 融資を提案する場合の留意点	20	75.0%
問21 セクシャルハラスメント	21	67.4%
問22 浮貸し	22	76.7%
問23 導入預金	23	39.6%
問24 各種業法	24	39.6%
問25 景品表示法	25	33.3%
問26 反社会的勢力との取引	26	59.7%
問27 反社会的勢力等の対応時の留意点	27	95.1%
問28 不祥事の発生要因や不祥事防止	28	91.3%
問29 法令違反と不祥事	29	85.1%
問30 取引先との癒着と不祥事の関係	30	95.1%
問31 大口信用供与等規制	31	91.7%
問32 融資において遵守すべきルールや違反行為	32	55.2%
問33 不祥事の発生要因となる心理状況等	33	91.3%
問34 不祥事とストレスマネジメント	34	74.7%
問35 営業店のコンプライアンス態勢の徹底	35	78.5%
問36 内部通報制度	36	97.9%
問37 金融サービス提供法	37	85.4%
問38 投資信託等販売時の説明義務	38	57.3%
問39 高齢者への投信セールス	39	67.4%
問40 不法な融資を行わないためのリスク管理	40	55.2%
問41 取引先からの融資申込みへの対応	41	88.9%
問42 営業店内で実施される店内検査	42	84.7%
問43 パート・派遣職員等の管理	43	80.9%
問44 パート・派遣職員とのコミュニケーションと業務別管理	44	65.6%
問45 クレーム・トラブルの傾向と基本対応	45	71.9%
問46 苦情等が発生した場合の対応	46	50.7%
問47 不祥事件発覚時の対応	47	74.3%
問48 不祥事件が発覚した場合の営業店での対応	48	65.3%
問49 再発防止策の策定	49	89.6%
問50 平時および風評リスク発生時における管理	50	79.2%

不祥事件と金融行政上の措置等

【問1】 不祥事件と金融行政上の措置等の説明として、適切でないものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 金融機関は他の業種・業界に比べて高度な公共性と社会的責任を有しているとはいえないが、仮に金融機関で不祥事件が発生し対外的に公表されることになれば、その信用は著しく傷つけられ、金融機関としての社会的責任を果たせなくなる。
- b. 金融機関の不祥事件は、当該金融機関の組織としての問題であり、金融機関の責任が問われることがあっても、不祥事件を起こした当事者が巻き込まれることはない。
- c. 金融行政当局には、不祥事件が金融機関内部の管理態勢の重大な不備を原因として発生したとしても、それが金融機関の経営上の重大なリスクにまで発展するとの認識はない。
- d. 金融機関に対する業務改善命令の発出と、その公表は別のものであり、金融機関は業務改善命令を受けた事実を公表しないことが原則となっている。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切ではない)

正解 (4)

正解率 74.3%



解 説

- a. 金融機関は他の業種・業界に比べて高度な公共性と社会的責任を有しているため、仮に金融機関で不祥事件が発生し対外的に公表されることになれば、その信用は著しく傷つけられ、金融機関としての社会的責任を果たせなくなる。よって適切ではない。テキスト No.1 P6 「1. 不祥事の防止が金融機関生き残りの条件」参照。
- b. 不祥事件は、不祥事件を起こした当事者はもちろん、その家族、上司、同僚など多くの人間を不幸に巻き込んでしまうことにもなりかねない重大な問題である。よって適切ではない。テキスト No.1 P6 「1. 不祥事の防止が金融機関生き残りの条件」参照。
- c. 金融行政当局は、不祥事件は金融機関内部の管理態勢の重大な不備を原因として発生するものであり、早い段階で改善努力を行わないと、さらに大きな損失の発生につながり、金融機関の経営上の重大なリスクになると認識していると考えられる。よって適切ではない。テキスト No.1 P7～8 「2. 不祥事と業務改善命令」参照。
- d. 行政処分(業務改善命令等)とその公表は本来は別のものであるが、金融機関に自制と自浄作用を促す観点から、原則としてその事実を公表するのが慣例となっている。よって適切ではない。テキスト No.1 P7～8 「2. 不祥事と業務改善命令」参照。

したがって、a. b. c. d. が適切でないため、(4) が本問の正解である。

行政当局が不祥事件の検証を行う際の着眼点

[問2] 不祥事件が発生した場合に行政当局が検証を行う際の着眼点の説明について、以下の(①)～(④)に当てはまる語句の組合せとして正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

行政当局は、発生した不祥事件について、当該事件への役員の関与はないか、(①)はないか、当該事件の内容が金融機関の経営等に与える影響はどうか、といった着眼点に基づき検証を行うこととなっている。そして経営陣の不祥事件に対する取組姿勢、(②)や(③)等に重大な不備がある場合や、経営に対する影響度が大きい場合などに業務改善命令を発出する。行政当局は不祥事件が発生した事実のみを問題視しているわけではなく、その原因となった背景、背景の中に潜んでいる組織が抱えている(④)を問題視していることを理解する。

- | | | |
|--------------|----------|-------------|
| (1) ① 組織的な関与 | ② 相互牽制機能 | ③ 社外取締役 |
| ④ 隠蔽体質 | | |
| (2) ① 職員への指示 | ② 財務基盤 | ③ 監査機能 |
| ④ 内部通報体制 | | |
| (3) ① 内部通報等 | ② 自己資本比率 | ③ 経営陣の指導 |
| ④ 潜在的なリスク | | |
| (4) ① 組織的な関与 | ② 相互牽制機能 | ③ 監査等内部検証体制 |
| ④ 潜在的なリスク | | |

正解 (4)

正解率 100.0%



解 説

行政当局は、発生した不祥事件について、当該事件への役員の関与はないか、①組織的な関与はないか、当該事件の内容が金融機関の経営等に与える影響はどうか、といった着眼点に基づき検証を行うこととなっている。そして経営陣の不祥事件に対する取組姿勢、②相互牽制機能や③監査等内部検証体制等に重大な不備がある場合や、経営に対する影響度が大きい場合などに業務改善命令を発出する。行政当局は不祥事件が発生した事実のみを問題視しているわけではなく、その原因となった背景、背景の中に潜んでいる組織が抱えている④潜在的なリスクを問題視していることを理解する。テキスト No.1 P8～9「3.不祥事に対する行政上の措置」参照。

したがって、(4)が本問の正解である。

不祥事件の定義や行政当局への届出期限等

- [問3] 法令(業法)上の不祥事件の定義や行政当局への届出期限等の説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。
- a. 金融機関が、自金融機関で不祥事件が発生したことを知った場合はもちろん、自金融機関の子会社または業務の委託先において不祥事件が発生したことを知った場合も、当局へ届け出なければならない。
 - b. 金融機関が現金、手形、小切手、有価証券等の有価物につき過不足を生じさせた場合、必ず不祥事件となる。
 - c. 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」または「預金等に係る不当契約の取締りに関する法律」に違反する行為は、不祥事件には該当せず、発生しても当局への届出義務は負わない。
 - d. 金融機関で不祥事件が発生した場合、当該不祥事件が発生したことを知った日から15日以内に行政当局に届け出を行うことが、法令により義務づけられている。
- (1) 1つ
 - (2) 2つ
 - (3) 3つ
 - (4) 4つ(すべて適切である)

正解 (1)

正解率 62.5%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.1 P10～14「1. 不祥事とは」参照。
- b. 現金、手形、小切手、または有価証券等の有価物の紛失（盗難に遭うことおよび過不足を生じさせることを含む）のうち、金融機関の業務の特性、規模その他の事情に照らし、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるものは、法令上の不祥事件となる。よって適切ではない。テキスト No.1 P10～14「1. 不祥事とは」参照。
- c. 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」または「預金等に係る不当契約の取締りに関する法律」に違反する行為は、銀行法に規定する不祥事件に該当し、発生したことを知った場合には当局への届出義務を負う。よって適切ではない。テキスト No.1 P10～14「1. 不祥事とは」参照。
- d. 不祥事件が発生した場合、当該金融機関は、その発生を知った日から30日以内に行政当局に届け出を行うことが、法令により義務づけられている。よって適切ではない。テキスト No.1 P10～14「1. 不祥事とは」参照。

したがって、a. が適切であり、(1) が本問の正解である。

不祥事件の定義と地域金融機関による不祥事

[問4] 不祥事件の定義と地域金融機関による不祥事の説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 金融機関においては、役職員の犯罪行為、法令違反行為、現金事故等だけでなく、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営に支障をきたす行為またはそのおそれがある行為」についても不祥事件に該当する。
- b. 金融機関で少額の現金違算が複数発生した場合において、自金融機関で少額の違算は不祥事件には該当しないと判断していれば、累計で大口違算になっていたとしても不祥事件にはならない。
- c. 地域金融機関の基本的な理念は「地域密着」であるが、これが「癒着」につながり、情実融資など法令違反を招きかねない側面があることを理解しなければならない。
- d. 地域金融機関は限られたエリアで営業展開を行っていることから、不祥事件の発生等による風評リスクの顕在化が、致命的な信頼関係の喪失につながりかねない。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切である)

正解 (3)

正解率 91.3%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.1 P10～14「1. 不祥事とは」参照。
- b. 少額違算について仮に定義上不祥事件に該当しなくても、同種の現金違算が頻発していったら累計で大口違算になり、「金融機関の健全かつ適切な業務運営に鑑みて重大な不祥事」にもなる。よって適切ではない。テキスト No.1 P10～14「1. 不祥事とは」参照。
- c. 適切である。テキスト No.1 P14～15「2. 地域密着型金融と不祥事」参照。
- d. 適切である。テキスト No.1 P14～15「2. 地域密着型金融と不祥事」参照。
したがって、a. c. d. が適切であるため、(3)が本問の正解である。

金融機関で不祥事が発生する背景等

〔問5〕 金融機関で不祥事が発生する背景等の説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 同一セクションに長く滞留すれば、それだけ事務の間隙、盲点を見つけ出す機会も増え、顧客と癒着するケースも多くなるとされる。
- b. 金融機関内部で事務に関する基本原則やルールに正しく従い、二重チェック・三重チェックをルールどおりにきちんと行っていれば、営業店の事務に関連する不祥事については、防止できる体制が取られているといえる。
- c. 一般に不祥事発生の原因と、担当者と役席のコミュニケーションとの間には因果関係はないといわれ、風通しの良い職場、事務管理体制等のマネジメントがしっかりしている職場でも不祥事が頻発している。
- d. 横領や着服などの不祥事を引き起こす直接の原因は、職員の「金銭的問題」が大半であり、金銭的問題を抱える要因としては、当事者が賭け事や投資に手を染めたりするという本人自身に問題があるケースに限定される。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切である)

正解 (2)

正解率 85.1%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.1 P17～20「2. 不祥事を引き起こす背景」参照。
- b. 適切である。テキスト No.1 P17～20「2. 不祥事を引き起こす背景」参照。
- c. 職場内でのコミュニケーションがよく取れ、風通しの良い職場、事務管理のマネジメントがしっかりしている職場では概して不祥事は起きておらず、一般に不祥事発生の原因と、担当者と役席のコミュニケーションとの間には因果関係があるとされる。よって適切ではない。テキスト No.1 P17～20「2. 不祥事を引き起こす背景」参照。
- d. 金銭的問題を抱える要因としては、当事者が賭け事や投資に手を染めたりするという本人自身に問題があるケース以外に、親兄弟や親族が事業に失敗したり、病気になったりというように本人以外に問題があるケースもある。よって適切ではない。テキスト No.1 P17～20「2. 不祥事を引き起こす背景」参照。

したがって、a. b. が適切であり、(2)が本問の正解である。

不祥事防止に向けた支店長・管理者の役割と責務

【問6】 不祥事防止に向けた支店長・管理者の役割と責務の説明として、適切なものの組合せはどれか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 営業店のトップである支店長は、「不祥事防止における事務管理の原点は、相互牽制の徹底である」という認識を持つことが必要である。
- b. 事務に精通していない支店長は、事務に詳しい特定の担当者や管理者に全幅の信頼を置き、事務管理を全面的に任せることが重要である。
- c. 職員の生活状況や抱えている問題等については、フォーマル(形式的)な面談を行えば十分に正しい情報を入手できる。
- d. 部下のプライベートな部分に過度に介入する必要はないが、ある程度まで把握しておくことは管理者の責務の1つであるといえる。

- (1) a. c.
- (2) b. d.
- (3) a. d.
- (4) a. b. d.

正解 (3)

正解率 96.9%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.1 P21～23「1. 事務リスク管理の徹底」参照。
- b. 事務や事務管理を特定の担当者や管理者に任せきりにすると、相互牽制機能が働きにくくなり、事後の点検、店内検査等も形式的なものになってしまう。よって適切ではない。テキスト No.1 P21～23「1. 事務リスク管理の徹底」参照。
- c. 職員の生活状況や抱えている問題等については、フォーマルな面談ではなかなか正しい情報が入手できない。むしろ、常日頃の会話や仕事後のインフォーマルな集まりやちょっとした噂話などから伝わってくるケースが多い。よって適切ではない。テキスト No.1 P23～25「2. 人事管理」参照。
- d. 適切である。テキスト No.1 P23～25「2. 人事管理」参照。
したがって、a. d. が適切であり、(3)が本問の正解である。

不祥事を未然に防止するための人事ローテーション

〔問7〕 不祥事を未然に防止するための人事ローテーションの説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 営業店の立地条件や職員の通勤上の制約、業務の特殊性など様々な事情から異動の対象となりにくい職員は、本部の方針で人事異動の対象となっている場合でも、人事異動に対して前向きにとらえる必要はない。
- b. 長期休暇を取得させることは、不祥事の未然防止や職員の心身のリフレッシュに有効となるが、長期休暇日は不祥事の発見につなげるため期初に決めたりせず、休暇日直前に職員に伝えて取得させなければならない。
- c. 人事に対する不平・不満や、目標が達成できないことに対する不安や焦燥などは、職員のモラル低下につながり、不祥事が発生する根本的な背景の1つになる。
- d. 与えられた目標がなかなか達成できない職員に対しては、「逃げ道」を作るのではなく、目標達成に向けて支店長や管理者が徹底的にフォローしてあげることが大切である。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切である)

正解 (1)

正解率 7.6%



解 説

- a. 営業店の立地条件や職員の通勤上の制約、業務の特殊性などから異動の対象となりにくい職員がいても、人事異動に対しては前向きにとらえ異動させることが必要である。よって適切ではない。テキスト No.1 P25～26「3. 定期的な人事ローテーションの実施」参照。
- b. 長期休暇は、不祥事の未然防止や早期発見のために実施するものであるが、管理者は期初に年間の職場離脱計画（ローテーション）を組み、策定したスケジュールに従い計画的かつ着実に休暇を取得できるよう管理する必要がある。よって適切ではない。テキスト No.1 P25～26「3. 定期的な人事ローテーションの実施」参照。
- c. 適切である。テキスト No.1 P26～27「4. モラル管理」参照。
- d. 与えられた目標がなかなか達成できない職員に対しては、目標を達成できるようにするためのフォローが必要となるが、あまり追い込まず、ときには「逃げ道」を作っておけることも必要である。よって適切ではない。テキスト No.1 P26～27「4. モラル管理」参照。
したがって、c. が適切であるため、(1)が本問の正解である。

近年の不祥事の傾向, 特徴

【問8】 近年の不祥事の傾向, 特徴の説明として, 適切でないものはいくつあるか。

(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 渉外業務は営業店外で通帳・証書類や現金現物等の授受が行われ, リアルタイムでのチェックや複数の担当者による相互牽制機能が働きにくいこと, また特定の顧客との信頼関係が背景にあるため, 内部事務に比べて不祥事が起きやすい環境にあるといえる。
- b. コンプライアンスの徹底や不祥事の防止に率先垂範して取り組むべき立場にある管理職が不祥事を起こすことはなく, 一般の担当者が不祥事を起こしやすい環境にある。
- c. 高齢者は多額の資産を有しているケースが多いこと, 金融商品等に対する理解度に問題があるケースもあることから, 不祥事の相手方として狙われることが多い。
- d. 一度, 行政当局から不祥事件の発生による行政処分を受けた金融機関においては, 徹底的な再発防止策の実行が功を奏し, 再度, 不祥事件は発生していない。

(1) ゼロ(すべて適切である)

(2) 1つ

(3) 2つ

(4) 3つ

正解 (3)

正解率 92.4%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.1 P30～31「2. 不祥事件の傾向」参照。
- b. 内部事務のチェック, 牽制機能が徹底している営業店の状況では, 権限等を有しない一般担当者の段階では, 不正が入り込む余地がなくなっている一方, 権限がある管理職層が不祥事の当事者となるケースも確認されている。よって適切ではない。テキスト No.1 P31「3. 肩書きや職権等を持つ管理者の不祥事も」参照。
- c. 適切である。テキスト No.1 P32「5.1つの金融機関で不祥事が再発するケースも」参照。
- d. 徹底的な再発防止策が効果を上げておらず, 再発防止計画の実行が形骸化しており, 再び不祥事件が発生するというケースもある。よって適切ではない。テキスト No.1 P32「5.1つの金融機関で不祥事が再発するケースも」参照。

したがって, b. d. が適切でないため, (3) が本問の正解である。

詐 欺 罪

〔問9〕 詐欺罪の説明として、適切でないものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 刑法上の詐欺とは、「人を欺いて財物を交付させ、または財産上の不法の利益を得る行為」を指し、人を欺いて財物を他人に得させる行為、およびこれに準ずる行為は含まれない。
 - b. 詐欺罪を大きく分けると、人を欺いて財物を交付させる狭義の詐欺罪と、人を欺いて財産上の不法の利益を得る詐欺利得罪に分かれ、本当は入金がないのにオンライン端末機を操作して預金口座に入金があったかのような入力をする行為は、詐欺利得罪に該当する。
 - c. 詐欺罪は、その行為が未遂で終わった場合でも処罰される。
 - d. 狭義の詐欺罪を犯した者は10年以下の懲役、詐欺利得罪を犯した者は15年以下の懲役に処せられる。
- (1) 1つ
 (2) 2つ
 (3) 3つ
 (4) 4つ(すべて適切ではない)

正解 (3)

正解率 44.1%



解 説

- a. 刑法上の詐欺とは、「人を欺いて財物を交付させ、または財産上の不法の利益を得、もしくは他人に得させる行為、およびこれに準ずる行為」をいう。よって適切ではない。テキスト No.1 P34 「1. 詐欺事件とは」参照。
 - b. 本当は入金がないのに、オンライン端末機を操作して預金口座に入金があったかのような入力をする行為は、そもそも人を欺く行為がなく詐欺利得罪も成立しない。この場合、電子計算機使用詐欺罪が適用される。よって適切ではない。テキスト No.1 P34 「1. 詐欺事件とは」参照。
 - c. 適切である。テキスト No.1 P34 「1. 詐欺事件とは」参照。
 - d. 狭義の詐欺罪、詐欺利得罪、電子計算機使用詐欺罪、いずれも10年以下の懲役に処せられる。よって適切ではない。テキスト No.1 P34 「1. 詐欺事件とは」参照。
- したがって、適切でないのは a. b. d. であり、(3) が本問の正解である。

横 領 罪

[問 10] 横領罪の説明として、適切なものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 横領罪とは、他人の占有に属する他人の物を不法に領得する犯罪をいう。
- (2) 横領罪は、単純横領罪と業務上横領罪の2つに分かれる。
- (3) 他人の物を不法に領得した場合であっても、一時的に流用する意図で、後日、補填する意思があれば横領罪は成立しない。
- (4) 未遂であった場合、横領罪に問われることはない。

正解 (4)

正解率 6.6%

**解 説**

- (1) 横領罪とは、「自身が占有する（他人の占有に属さない）他人の物を自分の物にしてしまうこと」をいう。よって適切ではない。テキスト No.1 P38 「1. 着服・横領とは」参照。
- (2) 横領罪には、単純横領罪、業務上横領罪、遺失物等横領罪がある。よって適切ではない。テキスト No.1 P38 「1. 着服・横領とは」参照。
- (3) 一時的に流用するだけの意図であったとしても横領罪は成立する。よって適切ではない。テキスト No.1 P38 「1. 着服・横領とは」参照。
- (4) 適切である。テキスト No.1 P38 「1. 着服・横領とは」参照。
したがって、適切なものは(4)であり、これが本問の正解である。

不祥事を防止するための渉外係員の行動管理

- [問 11] 詐欺、横領などの不祥事を防止するための渉外係員の行動管理の説明として、適切でないものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。
- a. 渉外係員が取引先の依頼により現金を届ける業務については、リスクが高いため避け、普通預金などの口座に入金してもらうようにする。
 - b. 取引先に対して定期的あるいは不定期に「預金残高のご確認」といったダイレクトメールを送付することも、事故・事件の有効な防止対策になる。
 - c. 渉外役席が毎月決まった一定の日や、訪問することをあらかじめ告げて、渉外係員の集金先や訪問先を訪問し、その渉外状況をチェックすることが、事故・事件の有効な防止対策になる。
 - d. 通帳や証書は預からないことが原則だが、営業政策上の理由等でやむを得ず預かる場合には、「預かり通帳・証書管理簿」等に記載をして、担当者に任せるのではなく、役席が管理する。
- (1) 1つ
 - (2) 2つ
 - (3) 3つ
 - (4) 4つ(すべて適切ではない)

正解 (1)

正解率 86.8%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.1 P36～37「4.再発・未然防止策」参照。
- b. 適切である。テキスト No.1 P36～37「4.再発・未然防止策」参照。
- c. 渉外役席が渉外係員の集金先や訪問先を訪問して、その渉外状況をチェックすることは、不祥事防止において重要な行動管理方法であるが、毎月決まった一定の日に行ったり、予告して訪問したりすると、事前に不正が隠蔽される可能性もあり、訪問は不定期に行うことが望ましい(定期的に行ってもよいが、不定期の要素=予想外の訪問と組み合わせることなどが必要である)。よって適切ではない。テキスト No.1 P36～37「4.再発・未然防止策」参照。
- d. 適切である。テキスト No.1 P40～41「4.再発・未然防止策」参照。
したがって、c. が適切でないため、(1)が本問の正解である。

背 任 罪

[問 12] 背任罪の説明として、適切でないものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 背任罪とは、他人のために事務を処理する者が、自己もしくは第三者の利益を図り、または本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為を行い、本人に財産上の損害を加える犯罪をいう。
- b. 株式会社の取締役や監査役等が背任行為を行い、自社に財産上の損害を与えたときには特別背任罪が適用される。
- c. 背任罪および特別背任罪を犯した者は、5年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。
- d. 金融機関の支店長が、付き合いの長い顧客から頼まれて、回収は困難と認識しながら十分な担保も取らず融資を実行しても、貸付金が全額回収できれば背任罪は成立しない。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切ではない)

正解 (2)

正解率 48.6%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.1 P42「1. 背任事件とは」参照。
- b. 適切である。テキスト No.1 P42「1. 背任事件とは」参照。
- c. 特別背任罪については、10年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科するとされている。よって適切ではない。テキスト No.1 P42「1. 背任事件とは」参照。
- d. 結果的に貸付金が全額回収できたとしても背任罪の成立は否定されないというのが、判例（最判・昭和58年5月24日）の考え方である。よって適切ではない。テキスト No.1 P42「1. 背任事件とは」参照。

したがって、c. d. が適切でないため、(2)が本問の正解である。

背任事件の再発・未然防止策

[問 13] 背任事件の再発・未然防止策の説明として、適切なものはいくつあるか。

(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 地元の出身である者を支店長として長期に在職させることは、業績面では効果があるが、特定取引先との密着化による不正融資が生じる可能性が高くなる。
- b. 融資の稟議書は、担当者よりも経験豊富な次長(副支店長)や支店長が起案し、担当者や融資課長に確認を取ることが背任事件の再発・未然防止につながる。
- c. 本部の融資審査担当部署は審査の本質をしっかりと認識して、デスクワークにとどまることなく、多面的な視野に立ってチェックを行う。
- d. 融資の稟議・実行にあたっては、融資の五原則である公共性、成長性、収益性、安全性、流動性の原則を踏まえて検討していく。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切である)

正解 (3)

正解率 86.5%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.1 P44 「4.再発・未然防止策」参照。
- b. 融資の稟議書は、担当者が起案し、融資課長、次長(副支店長)、支店長という順番で関係者がチェックし合う牽制制度を取り入れることが必要である。よって適切ではない。テキスト No.1 P44 「4.再発・未然防止策」参照。
- c. 適切である。テキスト No.1 P44 「4.再発・未然防止策」参照。
- d. 適切である。テキスト No.1 P44 「4.再発・未然防止策」参照。
したがって、a. c. d. が適切であるため、(3)が本問の正解である。

個人情報漏洩事件等

[問 14] 個人情報の漏洩事件等の説明として、適切でないものはいくつあるか。

(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 個人情報の漏洩とは、住所、氏名、生年月日といった基本情報が漏れることをいい、預金残高や預かり資産残高、借入内容、カードの情報が漏洩するのは、個人情報漏洩事件にならない。
- b. 個人情報が漏洩した原因としては、金融機関の職員や退職した職員、委託先の職員等の関係者が故意に不正を行ったり、関与したりするケース、および金融機関の職員が内部規定に反して個人情報を持ち出し紛失してしまうというケースが多い。
- c. 個人情報が漏洩した場合、緊急対応のための窓口設置、お詫び状の送付、原因調査および再発防止策の策定などで業務負担や費用等が発生するが、こうした対応をきちんと取っていれば金融機関の社会的信用に影響はない。
- d. 漏洩した個人情報が利用されて犯罪行為が行われるという二次的な被害が発生した場合、個人情報を漏洩した金融機関が損害賠償責任を負うことはない。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切ではない)

正解 (3)

正解率 53.8%



解 説

- a. 住所、氏名、生年月日といった基本情報だけでなく、預金残高や預かり資産残高、借入内容、カードの情報などの機密情報が漏洩することも、個人情報漏洩事件である。よって適切ではない。テキスト No.1 P46「1. 多発する個人情報漏洩事件」参照。
- b. 適切である。テキスト No.1 P46「1. 多発する個人情報漏洩事件」参照。
- c. 個人情報漏洩に伴い、マスコミ報道がなされることにより、金融機関の社会的信用が低下し、イメージダウンにつながるという無形の影響も考えられる。よって適切ではない。テキスト No.1 P47「2. 個人情報漏洩による影響」参照。
- d. 漏洩した個人情報が犯罪行為に利用された場合、被害者本人からの損害賠償請求も否定できない。よって適切ではない。テキスト No.1 P47「2. 個人情報漏洩による影響」参照。
したがって、a. c. d. が適切でないため、(3) が本問の正解である。

個人情報漏洩や情報漏洩防止策

〔問 15〕 個人情報の漏洩や情報漏洩防止策の説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 強盗事件に巻き込まれ現金とともに個人情報が盗まれた場合、金融機関も被害者という立場になるが、個人情報漏洩事件に該当する。
- b. 個人情報漏洩の防止策としては、個人情報へのアクセスを最小限度にするといった物理的対応と、情報管理に対する意識を高めるといった心理面からの対応があるが、心理面からの対応に力を入れるよりも物理的対応を徹底する。
- c. 個人情報を漏洩した行為者に、金融機関に損害を与える意図がなく、自分の利益を図ろうという悪意ある漏洩でなければ、金融機関の信用低下にはつながらない。
- d. 金融機関としては、個人情報漏洩を防止することが何より大切だが、万が一漏洩事件が発生した場合でも被害を最小限度に留めるための方策を講じることも必要となる。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切である)

正解 (2)

正解率 92.4%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.1 P48～53「1.個人情報漏洩の事例」参照。
- b. 物理的対応を講じたとしても、個人情報保護に関する職員の認識、意識が浸透・徹底されていなければ、その効果は半減する。そのため物理的対応と心理面からの対応、どちらかが優先されるものではない。よって適切ではない。テキスト No.1 P53～55「2.個人情報漏洩の発生原因と防止策」参照。
- c. 個人情報が悪意の第三者に渡ることなく終わったとしても、その意図やプロセスは別として、個人情報が漏洩した事実自体が金融機関の信用低下につながりかねない。よって適切ではない。テキスト No.1 P53～55「2.個人情報漏洩の発生原因と防止策」参照。
- d. 適切である。テキスト No.1 P53～55「2.個人情報漏洩の発生原因と防止策」参照。
したがって、a. d. が適切であるため、(2)が本問の正解である。

守 秘 義 務

[問 16] 守秘義務の説明について、以下の(①)～(④)に当てはまる語句の組合せとして、正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

守秘義務とは、一般的に、「職務上知り得た秘密を(①)なく他に漏らさない義務」とされている。守秘義務について法律上明文の規定はないものの、古くから、金融機関は守秘義務を負っているとされており、それも(②)ではなく、(③)であるとされてきた。守秘義務の根拠については様々な学説があるが、この点、最高裁の判例では、(④)または契約上の義務を金融機関の守秘義務の根拠としている。

- | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|-------|
| (1) | ① 正当な理由 | ② 道義的義務 | ③ 法的義務 | ④ 商慣習 |
| (2) | ① 顧客の同意 | ② 道義的義務 | ③ 法的義務 | ④ 信義則 |
| (3) | ① 正当な理由 | ② 法的義務 | ③ 道義的義務 | ④ 商慣習 |
| (4) | ① 顧客の同意 | ② 法的義務 | ③ 道義的義務 | ④ 信義則 |

正解 (1)

正解率 52.4%



解 説

守秘義務とは、一般的に、「職務上知り得た秘密を①正当な理由なく他に漏らさない義務」とされている。守秘義務について法律上明文の規定はないものの、古くから、金融機関は守秘義務を負っているとされており、それも②道義的義務ではなく、③法的義務であるとされてきた。守秘義務の根拠については様々な学説があるが、この点、最高裁の判例では、④商慣習または契約上の義務を金融機関の守秘義務の根拠としている。テキスト No.1 P56～63「1.守秘義務について」参照。

したがって、(1)が本問の正解である。

各種調査への対応と守秘義務

[問 17] 各種調査への対応と守秘義務の説明として、適切なものはいくつあるか。

(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 守秘義務は個人情報保護法に優先されるものであり、顧客情報が個人情報に該当する場合、それが外部に漏洩すると守秘義務違反に問われることになり、個人情報保護法の罰則は適用されない。
- b. 税務調査には、強制調査と任意調査があるが、金融機関が任意調査を受けた場合、守秘義務を理由に税務署職員の質問に答えないなど、自由に拒否することができる。
- c. 刑事手続きにおける強制調査と任意捜査、預金保険機構の財産調査権に基づく照会は、顧客の承諾なしに調査に応じても、基本的には守秘義務違反とはならない。
- d. 取引先の死亡に関し、相続人4人のうちの1人から被相続人の預貯金および融資残高の照会があった場合には、その者が相続人であることを確認できれば、その者だけに回答したとしても他の3人に対する守秘義務違反とはならない。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切である)

正解 (2)

正解率 62.5%



解 説

- a. 個人情報保護法上の義務と守秘義務は異なるものであり、顧客情報が個人情報に該当する場合、それを外部に漏洩した場合には、個人情報保護法上の罰則の適用があり得る。よって適切ではない。テキスト No.1 P56～63「1. 守秘義務について」参照。
- b. 税務署による税務調査には強制捜査と任意捜査があり、強制捜査については拒否できないものの、任意調査も自由に拒否できるというわけではなく、社会通念上、相当な限度での任意調査については、「正当な理由」なく質問に答えなかったり、調査を拒絶した場合には罰則が適用される。よって適切ではない。テキスト No.1 P56～63「1. 守秘義務について」参照。
- c. 適切である。テキスト No.1 P56～63「1. 守秘義務について」参照。
- d. 適切である。テキスト No.1 P56～63「1. 守秘義務について」参照。
したがって、c. d. が適切であるため、(2) が本問の正解である。

優越的地位の濫用と独占禁止法

[問 18] 優越的地位の濫用と独占禁止法の説明として、適切なものの組合せはどれか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 優越的地位の濫用は、自己の取引上の立場、地位が相手方より優越していることを利用して、正常な商慣習と比較した場合、不当といわざるを得ない行為をいう。
- b. 優越的地位の濫用は、独占禁止法により、私的独占の1つとして禁止されている。
- c. 優越的地位の濫用は独占禁止法だけでなく、銀行法などの業法でも定められており、禁じられている。
- d. 公正取引委員会は、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」と題する指針を公表しており、「優越的地位の濫用として問題となるかどうかは、取引上の地位が相手方に優越しているかどうか、取引上優越した地位にある事業者が当該地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えているか否かを踏まえて個別具体的な取引ごとに判断する」としている。

- (1) a. c.
- (2) a. b.
- (3) b. d.
- (4) a. c. d.

正解 (4)

正解率 61.5%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.1 P74～75「1. 優越的地位の濫用と金融機関業務」参照。
- b. 優越的地位の濫用は、独占禁止法により、不公正な取引方法の1つとして禁止されている。よって適切ではない。テキスト No.1 P74～75「1. 優越的地位の濫用と金融機関業務」参照。
- c. 適切である。テキスト No.1 P74～75「1. 優越的地位の濫用と金融機関業務」参照。
- d. 適切である。テキスト No.1 P74～75「1. 優越的地位の濫用と金融機関業務」参照。したがって、a. c. d. が適切であるため、(4)が本問の正解である。

独占禁止法の優越的地位の濫用

[問 19] 次の文章のうち、独占禁止法の優越的地位の濫用に当たる行為はいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 貸出先に追加融資を実行するに際し、債権保全に必要な限度を超えて定期預金の増額要請を行った。
- b. 融資にあたり、自金融機関の関連会社等と継続的に取引するよう強制した。
- c. 貸出先に対し、金融機関の要請に応じなければ今後の融資は難しくなる旨を示唆すること等により、継続的に一定率以上の借入れシェアを維持するよう要請した。
- d. 貸出先の利便性が向上することを伝えて、自金融機関が提供するファームバンキングを案内した。

- (1) ゼロ(優越的地位の濫用に当たる行為はない)
- (2) 1つ
- (3) 2つ
- (4) 3つ

正解 (4)

正解率 89.2%



解 説

- a. 債権保全に必要な限度を超えて定期預金の増額要請等を行った場合には、優越的地位の濫用に当たる。テキスト No.1 P78～79「3.独占禁止法上で問題となる行為」参照。
- b. 融資にあたり、自金融機関の関連会社等と継続的に取引するよう強制する行為は、優越的地位の濫用に当たる。テキスト No.1 P78～79「3.独占禁止法上で問題となる行為」参照。
- c. 貸出先に対して、金融機関の要請に応じなければ、次回の融資が困難になる旨を示唆すること等によって、期末を越える短期間の借入れや、一定率以上の借入れシェアを維持した借入れを余儀なくさせることは、優越的地位の濫用に当たる。テキスト No.1 P78～79「3.独占禁止法上で問題となる行為」参照。
- d. 利便性が向上することを伝えて、自金融機関が提供するファームバンキングを案内する行為自体は優越的地位の濫用に当たらない。テキスト No.1 P78～79「2.独占禁止法上で問題となる行為」参照。

したがって、優越的地位の濫用に当たるのは a. b. c. であるため、(4) が本問の正解である。

融資を提案する場合の留意点

[問 20] 金融機関が融資の提案を行う場合の留意点の説明として、適切でないものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 借入れの申し出がない企業に融資提案を行い企業が応じた場合、それは企業が金融機関に借入れの申し出をしていなかっただけで、資金需要はあったと判断することができる。
 - b. 企業分析・財務分析をした上で資金需要が眠っている可能性がある場合、借入れの要請がなくても融資提案を行うよう、役席者は管理・指導していく。
 - c. 後に渉外担当者のセールスに問題がなかったかを振り返る際の材料として、渉外活動日誌に提案、セールスの内容を記入するよう指導し、管理する。
 - d. セールスに応じなかった場合、今後の融資等において特段の不利益がもたらされるとの誤解を生じさせる発言はもとより、それを匂わせる態度も避けなければならない。
- (1) 1つ
 (2) 2つ
 (3) 3つ
 (4) 4つ(すべて適切ではない)

正解 (1)

正解率 75.0%



解 説

- a. 金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書によると、借入れを必要としていない時期に借入れを要請されたことがある企業の中には、意思に反して要請に応じたことがある企業が存在することが報告されている。そのため金融機関からの申し出に応じたのであれば、資金需要があったと判断することはできない。よって適切ではない。テキスト No.1 P81～83「2.原因分析(問題の所存)」参照。
- b. 適切である。テキスト No.1 P83～84「3.再発・未然防止対策とマネジメント」参照。
- c. 適切である。テキスト No.1 P83～84「3.再発・未然防止対策とマネジメント」参照。
- d. 適切である。テキスト No.1 P83～84「3.再発・未然防止対策とマネジメント」参照。
 したがって、a. が適切でないため、(1)が本問の正解である。

セクシャルハラスメント

〔問 21〕 セクシャルハラスメント、その他のハラスメントの説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 職場において行われる性的な言動により、労働者の労働環境が不快なものになり、就業に支障が生じている状況を「環境型セクシャルハラスメント」という。
 - b. セクシャルハラスメントを行った者は就業規則等に基づく懲戒処分のほか、被害者に対して民事上の損害賠償責任を負うことはあるが、刑事上の責任を負うことはない。
 - c. セクシャルハラスメントの防止策の策定にあたっては、セクシャルハラスメントを受けた者が、職場の人間関係を考え拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことに留意する必要がある。
 - d. 男女雇用機会均等法や育児介護休業法は、妊娠・出産等を理由に不利益な取扱いをするマタニティハラスメントを禁じているが、育児休業や育児休暇といった制度利用を制限する言動はマタニティハラスメントには該当しない。
- (1) ゼロ(すべて適切ではない)
 (2) 1つ
 (3) 2つ
 (4) 3つ

正解 (3)

正解率 67.4%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.1 P105～106「2. どのような言動が問題化するか」参照。
 - b. 不同意わいせつ罪（刑法 176 条）等の刑事上の責任を負うこともある。よって適切ではない。テキスト No.1 P105～106「2. どのような言動が問題化するか」参照。
 - c. 適切である。テキスト No.1 P106～108「3. セクハラが発生原因と防止策」参照。
 - d. 妊娠・出産を理由に嫌がらせ的言動を行うだけでなく、妊娠・出産のための各種制度の利用を制限するような言動もマタニティハラスメントに該当する。よって適切ではない。テキスト No.1 P106～108「3. セクハラが発生原因と防止策」参照。
- したがって、a. c. が適切であり、(3) が本問の正解である。

浮 貸 し

[問 22] 浮貸しに関する説明について、(①)～(④)に当てはまる語句の組合せとして、正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

「浮貸し」とは、「金融機関の役員、職員その他の従業者が、その(①)を利用し、(②)の利益を図るため、金銭の貸付、金銭の(③)、または債務の保証を行うこと」である。浮貸しは(④)で禁止されており、金融機関の役職員がその地位を利用して利得を図ることを禁止し、ひいては金融機関の信用が失墜することを防止している。

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) ① 優越的立場 | ② 自己または当該金融機関を含む第三者 |
| ③ 受入れ | ④ 出資法 |
| (2) ① 優越的立場 | ② 自己または当該金融機関以外の第三者 |
| ③ 貸借の媒介 | ④ 独占禁止法 |
| (3) ① 地位 | ② 自己または当該金融機関を含む第三者 |
| ③ 受入れ | ④ 利息制限法 |
| (4) ① 地位 | ② 自己または当該金融機関以外の第三者 |
| ③ 貸借の媒介 | ④ 出資法 |

正解 (4)

正解率 76.7%



解 説

「浮貸し」とは、「金融機関の役員、職員その他の従業者が、その①地位を利用し、②自己または当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付、金銭の③貸借の媒介、または債務の保証を行うこと」である。浮貸しは④出資法で禁止されており、金融機関の役職員がその地位を利用して利得を図ることを禁止し、ひいては金融機関の信用が失墜することを防止している。テキスト No.1 P109～111「1.浮貸しの事例と防止対策」参照。

したがって、(4)が本問の正解である。

導 入 預 金

〔問 23〕 導入預金に関する説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 出資法では、「金融機関に預金等をする者は、当該預金等に関し、特別の金銭上の利益を得る目的で、特定の第三者を通じ、当該預金等に係る債権を担保として提供することなく、当該金融機関がその者の指定する特定の第三者に対し資金の融通をし、または当該第三者のために債務保証をすべき旨を約してはならない」として、導入預金を禁止している。
- b. 導入預金は預金等を依頼した者、預金等の媒介をした者、そして預金等をした者それぞれが法令違反で罰則を受けるほか、預金等を受け入れた金融機関の役職員も処罰の対象となる。
- c. 導入預金による処罰については、3年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金、またはその併科という刑事罰に処せられる。
- d. 金融機関の職員が、預金等の預入れに係る当事者の目的を知らなかった場合、過失の有無を問わず処罰を免れる。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切である)

正解 (2)

正解率 39.6%



解 説

- a. 導入預金は、出資法ではなく「預金等に係る不当契約の取締に関する法律（導入預金取締法）」に規定されている。よって適切ではない。テキスト No.1 P111～113「2. 導入預金の事例と防止対策」参照。
- b. 適切である。テキスト No.1 P111～113「2. 導入預金の事例と防止対策」参照。
- c. 適切である。テキスト No.1 P111～113「2. 導入預金の事例と防止対策」参照。
- d. 金融機関の職員が、預金等の預入れに係る当事者の目的を知らなかったことを理由に、処罰を免れることはできない。ただし、その知らなかったことについて過失のないことの証明があったときは、この限りでない。よって適切ではない。テキスト No.1 P111～113「2. 導入預金の事例と防止対策」参照。

したがって、b. c. が適切であり、(2)が本問の正解である。

各 種 業 法

[問 24] 各種業法についての説明として、適切でないものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 顧客から相続や遺言等の法務に関して相談を受けた場合に、それらが個別事案に関する詳細にまで立ち入り、具体的な解決方法まで回答すれば弁護士法に抵触する可能性がある。
- b. 顧客から税務申告に関する相談を受けた場合、申告書等の作成にあたり租税の課税標準額等について相談に応じ、具体的な回答をした場合でも、相談料を受け取らなければ税理士法に違反することはない。
- c. 金融機関の職員が、取引先から相談を受けて不動産を紹介した場合、宅地建物取引業法に抵触する可能性があるが、同法違反で罰せられるのは紹介した職員だけで、金融機関に損害賠償責任が及ぶことはない。
- d. 顧客が脱税行為を行った結果として重加算税等が課せられ、その支払資金を金融機関が融資する行為は、金融機関が脱税企業を支援するという風評リスク等を考え、慎重に対応する必要があるものの法令上は問題ない。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切ではない)

正解 (2)

正解率 39.6%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.1 P116～118「2. 税務・法務相談と業法違反の防止」参照。
- b. 顧客から税務申告に関する相談を受けた場合、申告書等の作成にあたり租税の課税標準額等について相談に応じ、具体的な回答をする行為は、相談料（報酬）を受け取っていない場合でも、税理士の業務とみなされ税理士法に違反する可能性がある。よって適切ではない。テキスト No.1 P116～118「2. 税務・法務相談と業法違反の防止」参照。
- c. 紹介内容によっては、紹介した職員だけでなく金融機関にも損害賠償の責任が及ぶおそれがある。よって適切ではない。テキスト No.1 P114～115「1. 住宅ローン業務と業法違反の防止」参照。
- d. 適切である。テキスト No.1 P116～118「2. 税務・法務相談と業法違反の防止」参照。
したがって、b. c. が適切でないため、(2)が本問の正解である。

景 品 表 示 法

〔問 25〕 景品表示法に関する説明として、適切でないものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)は、消費者が誤認せざるを得ないような不当な表示と、販売促進の手段である懸賞等の過剰な景品類を規制する目的で、消費者契約法の特例法として制定された。
- b. 景品表示法における「表示」には、パッケージ、パンフレット、広告物、セールストーク、インターネットなどがあり、これらによって一般消費者に誤認されることにより不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められるものは同法により禁止されている。
- c. 景品表示法において不当表示として禁止されているのは、「優良誤認」「優先誤認」「その他の不当表示」である。
- d. 競合他社でも同じ内容の商品を取り扱っているにもかかわらず、「この商品は当社だけのものです」と、商品・役務の品質を実際のものより著しく優良であると表示する行為は、景品表示法における不当表示のうち「優良誤認」に当たる。

- (1) ゼロ(すべて適切である)
- (2) 1つ
- (3) 2つ
- (4) 3つ

正解 (3)

正解率 33.3%



解 説

- a. 景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)は、消費者が誤認せざるを得ないような不当な表示と、販売促進の手段である懸賞等の過剰な景品類を規制する目的で、独占禁止法の特例法として制定された。よって適切ではない。テキスト No.1 P119～120「1. 景品表示法とコンプライアンス」参照。
- b. 適切である。テキスト No.1 P119～120「1. 景品表示法とコンプライアンス」参照。
- c. 景品表示法において不当表示として禁止されているものには、「優良誤認」「有利誤認」「その他の不当表示」がある。よって適切ではない。テキスト No.1 P119～120「1. 景品表示法とコンプライアンス」参照。
- d. 適切である。テキスト No.1 P119～120「1. 景品表示法とコンプライアンス」参照。
したがって、a. c. が適切でないため、(3)が本問の正解である。

反社会的勢力との取引

[問 26] 反社会的勢力との取引の説明として、適切でないものはいくつあるか。

(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 暴排条項を盛り込んだ普通預金取引約款のもとで、普通預金口座開設後に口座開設者が反社会的勢力であることが判明した場合、当該口座の利用を停止することはできるが、強制解約することはできない。
- b. 融資担当者が借入れの申込人に対し「融資を検討します」と口頭で約束した後に、申込人が反社会的勢力の一員であることが判明した場合、申込人が反社会的勢力であることのみを理由に融資を謝絶することはできない。
- c. 反社会的勢力による街宣行為や自店への無用な立ち入り等の嫌がらせ行為があった場合、威力業務妨害、偽計業務妨害等の刑事告訴の対象にはならないが、街宣行為禁止、自店への立ち入り禁止の仮処分の手続きをすれば当該行為を中止させることができる。
- d. 反社会的勢力が金融機関の些細な事務処理ミス等に付け込み無担保融資を強要することは、暴力団対策法の禁止行為に該当することもあるほか、刑法の強要罪や恐喝罪に抵触する可能性もある。

- (1) ゼロ(すべて適切である)
- (2) 1つ
- (3) 2つ
- (4) 3つ

正解 (4)

正解率 59.7%



解 説

- a. 暴排条項を盛り込んだ現行の普通預金取引約款のもとで、普通預金口座開設後に口座開設者が反社会的勢力であることが判明した場合、当該口座を強制解約することができる。よって適切ではない。テキスト No.1 P125～127「2. 金融機関の業務と不祥事発生防止」参照。
- b. 融資担当者が、借入れの申込人に対し「融資を検討します」と口頭で約束した後に、申込人が暴力団員等反社会的勢力の一員であることが判明した場合には、それのみを理由に融資を謝絶することができる。よって適切ではない。テキスト No.1 P125～127「2. 金融機関の業務と不祥事発生防止」参照。
- c. 当該行為の程度によっては、威力業務妨害、偽計業務妨害等の刑事告訴の対象にもなる。よって適切ではない。テキスト No.1 P125～127「2. 金融機関の業務と不祥事発生防止」参照。
- d. 適切である。P125～127「2. 金融機関の業務と不祥事発生防止」参照。
したがって、a. b. c. が適切でないため、(4)が本問の正解である。

反社会的勢力等の対応時の留意点

〔問 27〕 反社会的勢力等の対応時の留意点の説明として、適切でないものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 反社会的勢力の不当な要求は断固として謝絶することが基本であるが、金融機関の職員や家族、関係者に危害が加えられると予想される場合には、要求に応じたとしても許容される。
- b. 反社会的勢力との対応については、職場内で共通認識を醸成し、組織的な対応体制を確立することが重要である。
- c. 反社会的勢力の対応を特定の担当者に任せきりにすると、追い詰められて独断で反社会的勢力の要求に応じてしまい、大きなミスやトラブルに発展するリスクがある。
- d. 「えせ同和」は暴力団とつながっている可能性が低いことから、えせ同和による不当な利益の強要行為に対する対応は、反社会的勢力に対する対応と大きく異なる。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切ではない)

正解 (2)

正解率 95.1%



解 説

- a. 反社会的勢力の要求を謝絶することによる報復を恐れると、要求の継続・拡大につながり、金融機関の損害、社会的な信用・信頼を失墜することになりかねない。したがって、反社会的勢力の不当な要求には断固として応じないという方針を固め、それを徹底する強固な意思が必要である。よって適切ではない。テキスト No.1 P127～128「3. 反社会的勢力等への対応の留意点」参照。
- b. 適切である。テキスト No.1 P127～128「3. 反社会的勢力等への対応の留意点」参照。
- c. 適切である。テキスト No.1 P127～128「3. 反社会的勢力等への対応の留意点」参照。
- d. 「えせ同和」は暴力団とつながっていることが少なくないことから、えせ同和による不当行為への対応方法は、基本的に暴力団に対するものと同じである。よって適切ではない。テキスト No.1 P127～128「3. 反社会的勢力等への対応の留意点」参照。
したがって、a. d. が適切でないため、(2)が本問の正解である。

不祥事の発生要因や不祥事防止

[問 28] 不祥事の発生要因や不祥事防止の説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 不祥事は、職員の側に存在する要因(乱れた生活や特定の取引先との癒着など)と金融機関の管理体制の欠陥による要因(事務リスク管理体制やコンプライアンス態勢の不備など)の2つの要因のうちいずれかによって発生し、両者に因果関係はないとされる。
 - b. 金融機関の業務や事務に関する様々なルールは、事務手順を理解することが目的であり、コンプライアンス(法令等遵守)違反防止という着眼点では決められていない。
 - c. 営業店の事務は「担当者による事務」と「役席者による検証」による相互牽制の体制が敷かれており、その牽制機能を担保する仕組みとして、事務リスクの大きさに応じてシステムのガードがかけられたり、オペレーション上の制約が課されたりしている。
 - d. 職員が個人的な金銭問題を抱えていたなど、不祥事の発生原因が職員の個人的な事情にあった場合でも、その不祥事の発生を許した金融機関に大きな責任がある。
- (1) 1つ
 (2) 2つ
 (3) 3つ
 (4) 4つ(すべて適切である)

正解 (2)

正解率 91.3%



解 説

- a. 不祥事は、職員の側に存在する要因(乱れた生活や特定の取引先との癒着など)、および金融機関の管理体制の欠陥による要因(事務リスク管理体制やコンプライアンス態勢の不備など)という2つの要因が重なり合う、つまり両者の因果関係によって発生する。よって適切ではない。テキスト No.2 P6～7「1.事務規定(法令)違反による不祥事の発生」参照。
- b. 金融機関の業務や事務に関するルールは、業務や事務の手順のほか、「法令違反を犯さない」ための注意点が盛り込まれているのが通常であり、コンプライアンス(法令等遵守)を意識して作成されている。よって適切ではない。テキスト No.2 P8「2.事務規定遵守の必要性」参照。
- c. 適切である。テキスト No.2 P8～9「3.事務チェック体制の不備が不祥事につながる」参照。
- d. 適切である。テキスト No.2 P6～7「1.事務規定(法令)違反による不祥事の発生」参照。
したがって、c. d. が適切であり、(2)が本問の正解である。

法令違反と不祥事

[問 29] 法令違反と不祥事の説明として、適切でないものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 職員は自覚のないまま法令違反・不祥事を起こしてしまうケースがあるが、こうした事態を防ぐためには、日常業務の中で、特に自分の担当する業務に関連する法令を熟知し、何が法令違反になるのかを十分に理解することが必要である。
- b. 融資担当者が、融資の約束期限までに決裁を得ることができず、やむなく自己の預貯金を解約してこの資金を一時的に貸し付ける行為は、取引先のために行った行為であり、かつ他人の預貯金の解約ではないため、不祥事ではない。
- c. 不祥事を起こした場合、それが悪意がなくちょっとした過失から生じたものであれば、大きなトラブルや法令違反にはつながらない。
- d. 職員が、ある顧客に送付すべき定期預金の満期案内等を、誤って他の人に送付し結果として個人情報漏洩したケースは、それが明らかに事務ミスである場合を除き、法令違反になる。

- (1) ゼロ(すべて適切である)
- (2) 1つ
- (3) 2つ
- (4) 3つ

正解 (4)

正解率 85.1%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.2 P9～10「4. 法令違反の自覚なしに不祥事に至るケース」参照。
- b. 取引先のためという同情の余地はあっても、「浮貸し」という不祥事にあたる。自己の預貯金であっても不祥事である。よって適切ではない。テキスト No.2 P9～10「4. 法令違反の自覚なしに不祥事に至るケース」参照。
- c. 不祥事が、悪意はないもののちょっとした過失から起こったものであっても、大きなトラブル、法令違反につながってしまうケースもある。よって適切ではない。テキスト No.2 P9～10「4. 法令違反の自覚なしに不祥事に至るケース」参照。
- d. たとえ事務ミスが原因であっても、個人情報の漏洩にあたり、個人情報保護法違反となる。よって適切ではない。テキスト No.2 P9～10「4. 法令違反の自覚なしに不祥事に至るケース」参照。

したがって、b. c. d. が適切でないため、(4)が本問の正解である。

取引先との癒着と不祥事の関係

[問 30] 取引先との癒着と不祥事の関係の説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 癒着が起これば、融資に際し与信判断が甘くなり情実融資を招くといった問題が起こるほか、他の取引先の情報を用意に口に出すなど、守秘義務違反につながるおそれもある。
- b. 情実融資の結果、貸出先が倒産して回収不能貸出が発生したとしても、情実融資を行った役職員が刑法上の罪に問われることはない。
- c. 融資の可否判断をするのは支店長等の決裁権限者であるので、決裁権限のない担当者が融資先から金品を受けたとしても問題はない。
- d. 飲食代金をおごってもらうなど取引先からサービスを受けることは、金品を直接受け取っているわけではないので、サービスを何度受けても問題とはならない。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切である)

正解 (1)

正解率 95.1%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.2 P14～15「1.癒着による不祥事例と情実融資」参照。
- b. 情実融資で貸出先が倒産して回収不能貸出が発生した場合、役職員自身の利益を図る目的で不良貸出を行ったとして、背任罪に問われる可能性がある。よって適切ではない。テキスト No.2 P14～15「1.癒着による不祥事例と情実融資」参照。
- c. 担当者は融資案件について直接的な決裁権限者ではないが、決裁権限者に意見具申する立場にあり、間接的に融資判断に影響を及ぼす可能性があるため、金品を受けることは厳に慎む必要がある。よって適切ではない。テキスト No.2 P14～15「1.癒着による不祥事例と情実融資」参照。
- d. 常識を超えたサービスを受けることは、結果として取引先から金品を受け取るのと同じになる。よって適切ではない。テキスト No.2 P14～15「1.癒着による不祥事例と情実融資」参照。

したがって、a. が適切であり、(1) が本問の正解である。

大口信用供与等規制

[問 31] 大口信用供与等規制の説明について、(①)～(④)に当てはまる語句または数値の組合せとして、正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

大口信用供与等規制とは、銀行法などの法令により、銀行等が単体およびグループで行う、ある受信者グループに対する貸出、(①)、出資等(信用の供与等)の額は、原則として自己資本額の(②)%以下としなければならない規制である。ただし、グローバルなシステム上重要な銀行等の信用の供与等の限度額は、銀行持株会社の自己資本額の(③)%以下となる。この規制は、信用供与が特定または大口の取引先に集中することによる金融機関の(④)を分散するとともに、信用が適正配分されることを目的に設けられた制度である。

- | | | | | |
|-----|--------|------|------|--------|
| (1) | ① 債務保証 | ② 25 | ③ 15 | ④ リスク |
| (2) | ① 債務保証 | ② 40 | ③ 25 | ④ 不良債権 |
| (3) | ① 投資 | ② 40 | ③ 15 | ④ リスク |
| (4) | ① 投資 | ② 25 | ③ 15 | ④ 出資金 |

正解 (1)

正解率 91.7%



解 説

大口信用供与等規制とは、銀行法などの法令により、銀行等が単体およびグループで行う、ある受信者グループに対する貸出、①債務保証、出資等(信用の供与等)の額は、原則として自己資本額の②25%以下としなければならない規制である。ただし、グローバルなシステム上重要な銀行等の信用の供与等の限度額は、銀行持株会社の自己資本額の③15%以下となる。この規制は、信用供与が特定または大口の取引先に集中することによる金融機関の④リスクを分散するとともに、信用が適正配分されることを目的に設けられた制度である。テキスト No.2 P15～16「2.融資に関する内部ルールと不祥事」参照。

したがって、(1)が本問の正解である。

融資において遵守すべきルールや違反行為

[問 32] 融資において遵守すべきルールや違反行為について説明した文章として、適切でないものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 貸出先に直接融資せず、自金融機関の関連会社や取引先、取引先の関連会社などを通じて貸出先に融資を行う方法を「借名融資」といい、これを行ってはならない。
- b. 融資の実行にあたり、融資条件(稟議条件)が付されているにもかかわらず、その条件に違反して融資を行うことを「融資条件違反」といい、これを行ってはならない。
- c. 融資の実行にあたり、本部の稟議承認が必要であるにもかかわらず、稟議を上げないで融資をすることを「無稟議融資(無決裁融資)」といい、これを行ってはならない。
- d. 同一人に対する融資を一括でなく、資金の必要時期に応じて2回以上に分けて行う融資方法を「分割実行」といい、これを行ってはならない。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切ではない)

正解 (2)

正解率 55.2%



解 説

- a. 自金融機関の関連会社や取引先、取引先の関連会社などを通じて融資を行う方法を「迂回融資」という。よって適切ではない。テキスト No.2 P15～16「2. 融資に関する内部ルールと不祥事」参照。
- b. 適切である。テキスト No.2 P15～16「2. 融資に関する内部ルールと不祥事」参照。
- c. 適切である。テキスト No.2 P15～16「2. 融資に関する内部ルールと不祥事」参照。
- d. 同一人に対する融資を一括でなく、2回以上に分けて行う方法は、一般に「分割実行(分割融資)」といわれる。分割実行は注文付き住宅を建てる際に、先に土地取得費用を融資し、その後に家屋の建築費用を融資するなど住宅ローンなどで利用されることがあるが、これは法令違反ではない。よって適切ではない。テキストに記述なし、応用問題。

したがって、a. d. が適切でないため、(2)が本問の正解である。

不祥事の発生要因となる心理状況等

〔問 33〕 不祥事の発生要因となる心理状況等の説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 不祥事を起こす者には、日常的にミスを起こすなど、何らかの前兆が見られるので、そうした前兆が見られた時点で対応することが大きな不祥事への発展を防ぐ。
- b. 成果至上主義のもと、営業店の評価を優先するあまり、「多少の約束事やルール違反に目をつぶってでも実績を上げたい」という雰囲気が蔓延していると、不祥事につながりかねない。
- c. 管理者が部下・後輩の諫言、意見具申に耳を貸す、積極的に取り上げる姿勢を見せるなどの行為は、部下・後輩がつけあがりやすくなるため、不祥事につながりやすい。
- d. 子供の学費や住宅ローンなどがかさみ、収入と支出にアンバランスが生じていると、家計が限界に達したときに不祥事を招きやすいと考えられる。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切である)

正解 (3)

正解率 91.3%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.2 P18「1. 不祥事発生の前兆と心理状況の把握」参照。
- b. 適切である。テキスト No.2 P22「3. 組織への過剰適応が招く不祥事」参照。
- c. 部下・後輩の諫言、意見具申に耳を貸すなど、勇気ある行為者に対する管理者の対応・態度は、職場内の不祥事防止につながる。よって適切ではない。テキスト No.2 P22「4. 直訴・内部告発態勢の欠如」参照。
- d. 適切である。テキスト No.2 P18～19「1. 経済的困窮による不祥事」参照。
したがって、a. b. d. が適切であるため、(3)が本問の正解である。

不祥事とストレスマネジメント

〔問 34〕 不祥事とストレスマネジメントについて述べた説明として、適切でないものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 急激な業務の多様化や職場の人間関係の複雑化は、ストレス要因として職場で働く職員の心身の安定に大きな影響を及ぼす。
- b. 自分が担う仕事や役割にスムーズに取り組むことができ、かつ上司・同僚といった働く仲間に上手く馴染むことができているならば、ストレスを感じることは少ない。
- c. 職場での心身の健康管理のためのストレス対策を「ストレスマネジメント」といい、快適な職場環境の形成に努める「自己管理」と、個人のストレス対処法を指す「集団の管理」がある。
- d. 管理者自身が疲れやストレスから出てくる身体的な警告反応(頭痛や胃痛、肩こり、不眠、食欲不振など)をキャッチしても、休養等は避け無理をしてでも部下のストレスマネジメントを最優先する。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切ではない)

正解 (2)

正解率 74.7%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.2 P29 「3. 不祥事防止のメンタルマネジメント」参照。
- b. 適切である。テキスト No.2 P29 「1. 変化への適応」参照。
- c. 職場での心身の健康管理のためのストレス対策を「ストレスマネジメント」といい、快適な職場環境の形成に努める集団の管理と、個人のストレス対処法を指す自己管理がある。よって適切ではない。テキスト No.2 P31～33 「2. ストレスについての理解」参照。
- d. 管理者自身に余裕がなければ、部下から送られてくる様々な信号に気づくことは困難である。ストレスから出てくる身体的な警告反応をキャッチしたら、早めに休養するなど、無理をしない自己管理が大切である。よって適切ではない。テキスト No.2 P33 「3. 管理者のセルフマネジメント」参照。

したがって、c. d. が適切でないため、(2) が本問の正解である。

営業店のコンプライアンス態勢の徹底

[問 35] 営業店のコンプライアンス態勢の徹底について述べた説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. コンプライアンスの必要性やコンプライアンスマニュアルの制定は「フレームワーク(器)」にすぎず、そこに具体的な中味(コンプライアンスマインド)が入って、初めてコンプライアンスが達成できる。
 - b. 過去に作られたルールの中に、既に現在の業務プロセスや法令遵守の観点から見て意味を持たないものがある場合でも、廃止したり改正したりせず、新しいルールを加えていく形で対応する。
 - c. 過去に自店や他店で発生した事務ミス、トラブル、不祥事故事例などは、コンプライアンス態勢の構築、徹底を図る上で参考になる。
 - d. 規則やルールは本部が作るものであり、営業店が自店のリスク環境を踏まえて、本部が作った規則やルールに加えて独自にルール等を作ることは許されない。
- (1) ゼロ(すべて適切ではない)
 (2) 1つ
 (3) 2つ
 (4) 3つ

正解 (3)

正解率 78.5%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.2 P37～40「2. 営業店におけるコンプライアンスの実践」参照。
- b. 既に現在の業務プロセスや法令遵守の観点から見て、意味を持たないルールや、そのルールがあることによりかえって危険行為を招くようなルールは、廃止したり、改正したりすることが必要である。よって適切ではない。テキスト No.2 P37～40「2. 営業店におけるコンプライアンスの実践」参照。
- c. 適切である。テキスト No.2 P37～40「2. 営業店におけるコンプライアンスの実践」参照。
- d. 営業店でリスク管理を徹底するためには、本部が制定する規則やルールだけでなく、個々の営業店でも、自店のリスク環境、過去に実際に顕在化したリスクを踏まえ、リスク管理が適切に行われるような独自のルール作りも必要である。よって適切ではない。テキスト No.2 P40「3. 営業店独自のルールを工夫する」参照。

したがって、a. c. が適切であるため、(3)が本問の正解である。

内 部 通 報 制 度

[問 36] 内部通報制度について述べた説明として、適切でないものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 内部通報制度とは、企業内(職場)において、各種法令違反や不正行為などの発生(または発生のおそれ)を知った者が、通常の職制ラインで報告できない場合に、別途、内部や外部等に報告・相談できる窓口体制のことをいう。
- (2) 内部通報制度は、公益通報者保護法に基づく制度である。
- (3) 内部通報制度の活用は不祥事件の早期発見に有効であり、管理者は職場をより良くするために不可欠な制度であることを浸透させていく必要がある。
- (4) 企業や管理者には、窓口で不正を報告・相談した通報者を特定することが認められている。

正解 (4)

正解率 97.9%



解 説

- (1) 適切である。テキスト No.2 P43「4. 内部通報制度の活用」参照。
- (2) 適切である。テキスト No.2 P43「4. 内部通報制度の活用」参照。
- (3) 適切である。テキスト No.2 P43「4. 内部通報制度の活用」参照。
- (4) 公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、公益通報者を特定しようとする行為を防ぐための措置をとらなければならない。よって適切ではない。「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者が取るべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針—第4の2(2)」等を参照。テキストに記述なし、応用問題。

したがって、適切でないものは(4)であり、これが本問の正解である。

金融サービス提供法

[問 37] 金融サービス提供法の説明について、以下の(①)～(④)に当てはまる語句の組合せとして、正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

金融サービス提供法とは、(①)から改正・改称された法律で、金融機関が投資信託等の金融商品を販売する際には、あらかじめ(②)を策定し、公表すること、金融機関が販売する金融商品について、その金融商品が有する(③)について説明する義務があることなどが明確化されている。金融商品の選択は顧客の(④)が原則だが、この(④)原則は、顧客の適合性に沿った金融商品の勧誘・販売があつて初めて問えるものであり、金融商品の販売に携わる担当者は、金融サービス提供法の内容を正しく理解するとともに、説明義務を怠らないよう注意が必要である。

- | | | |
|---------------|-----------|-------------|
| (1) ① 金融商品販売法 | ② 勧誘方針 | ③ リスク等の重要事項 |
| ④ 自己責任 | | |
| (2) ① 金融商品販売法 | ② 重要事項説明書 | ③ 商品特性の詳細 |
| ④ 自己責任 | | |
| (3) ① 金融商品取引法 | ② 重要事項説明書 | ③ 商品特性の詳細 |
| ④ 意思確認 | | |
| (4) ① 金融商品取引法 | ② 勧誘方針 | ③ リスク等の重要事項 |
| ④ 判断能力の確認 | | |

正解 (1)

正解率 85.4%



解 説

金融サービス提供法とは、①金融商品販売法から改正・改称された法律で、金融機関が投資信託等の金融商品を販売する際には、あらかじめ②勧誘方針を策定し、公表すること、金融機関が販売する金融商品について、その金融商品が有する③リスク等の重要事項について説明する義務があることなどが明確化されている。金融商品の選択は顧客の④自己責任が原則だが、この④自己責任原則は、顧客の適合性に沿った金融商品の勧誘・販売があつて初めて問えるものであり、金融商品の販売に携わる担当者は、金融サービス提供法の内容を正しく理解するとともに、説明義務を怠らないよう注意が必要である。テキスト No.2 P44～45「2. 預かり資産担当者の管理と不祥事防止」参照。

したがって、(1) が本問の正解である。

投資信託等販売時の説明義務

[問 38] 投資信託等販売時の説明義務について述べた説明として、適切でないものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 投資信託のような運用実績が変動するリスク商品については、「正確に予見することができない将来の結果についての判断が間違っていないという、断定的なセールストークを使って顧客を勧誘すること」が禁じられている。
- b. 投資信託等の販売にあたっては、①預貯金ではないこと、②預貯金保険制度の対象であること、③元本が保証されていないこと、④契約の主体、その他誤認防止に参考となる事項等について説明することが求められる。
- c. 自金融機関で複数の投資信託を取り扱っている場合、顧客が迷わないように特定の商品を1つ推進する販売手法が求められる。
- d. 投資信託の分配金は定期的かつ確実に受け取れるものであるため、顧客への説明時に触れなくてもよい。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切ではない)

正解 (3)

正解率 57.3%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.2 P45～48「トラブル事例とリスク管理①株価動向をアドバイザーのうえ販売した株式投資信託」参照。
- b. 投資信託は、預貯金保険制度の対象外であり、それを説明しなければならない。よって適切ではない。テキスト No.2 P48～51「トラブル事例とリスク管理②商品説明に配慮を欠いた高齢者への投信セールス」参照。
- c. 投資信託は、顧客が自己判断で選択することが重要であり、金融機関側から特定の商品を1つだけ推進するような販売手法は、後にトラブルに発展する可能性が大きくなるため避けなければならない。よって適切ではない。テキスト No.2 P48～51「トラブル事例とリスク管理②商品説明に配慮を欠いた高齢者への投信セールス」参照。
- d. 投資信託は実績分配型の商品であるため、分配金は定期的かつ確実に受け取れるものではない。そのため「分配金が出ないこともある」という点について詳しく説明する必要がある。よって適切ではない。テキスト No.2 P48～51「トラブル事例とリスク管理②商品説明に配慮を欠いた高齢者への投信セールス」参照。

したがって、b. c. d. が適切でないため、(3)が本問の正解である。

高齢者への投信セールス

[問 39] 高齢者への投信セールスの説明として、適切なものはいくつあるか。

(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 高齢者は、複雑な商品に対する理解力が弱いことも多いため、投資信託の販売にあたっては一般の顧客に比べて配慮した対応が必要となる。
- b. 高齢者との契約にあたっては、役席者が2名以上で応対にあたり契約することが法令で義務付けられている。
- c. 契約時に購入の意思がはっきりしていたとしても、後になって契約内容やリスクの説明を忘れてたり、思い出せないといった高齢者特有の症状が生じることがあり、こうしたリスクを踏まえた対応も認識する必要がある。
- d. 満80歳以上の高齢者に対して投資信託を販売する場合は家族の同席を求めることが必要で、家族の同意がない契約は法令上禁止されている。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切である)

正解 (2)

正解率 67.4%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.2 P48～51「トラブル事例とリスク管理②商品説明に配慮を欠いた高齢者への投信セールス」参照。
- b. 役席者が2名以上同席し契約することは、クレームやトラブルを防ぐために有効だが、法令上義務付けられているわけではない。よって適切ではない。テキスト No.2 P48～51「トラブル事例とリスク管理②商品説明に配慮を欠いた高齢者への投信セールス」参照。応用問題。
- c. 適切である。テキスト No.2 P48～51「トラブル事例とリスク管理②商品説明に配慮を欠いた高齢者への投信セールス」参照。
- d. 高齢者への投資信託等の販売にあたって、販売対象年齢の制限や家族の同席の有無を規定する法令はない。よって適切ではない。テキスト No.2 P48～51「トラブル事例とリスク管理②商品説明に配慮を欠いた高齢者への投信セールス」参照。応用問題。
したがって、a. c. が適切であり、(2) が本問の正解である。

不法な融資を行わないためのリスク管理

〔問 40〕 不法な融資を行わないためのリスク管理の説明として、適切でないものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 申込人が反社会的勢力でなくても、資金使途に違法性や反社会性がある融資を行った場合には、民法上の公序良俗違反となる。
- b. 融資の資金使途が不法目的であることを知りながら融資を実行すると刑事責任を問われることがあるほか、融資契約が無効となるが、金融機関が知らなかった場合には法令違反には問われない。
- c. 融資の申込みが、直接、反社会的勢力からではなく一般企業の外形を装ったフロント企業であった場合、表面的には通常の合法的な企業と何ら変わりがなければ、融資に応じることができる。
- d. 不法な資金使途に対する融資を防止するためには、確認に時間がかかる融資実行後の資金トレースは避け、融資実行前に見積書や契約書等による資金使途確認を厳格に行う。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切ではない)

正解 (3)

正解率 55.2%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.2 P59～60「3. 不法目的への融資の禁止」参照。
- b. 金融機関が知らなくても、立地条件や融資案件の審査など、通常の調査を行っていれば、資金使途が不法目的であると知り得たと判断される場合には、法令違反を問われるおそれがある。よって適切ではない。テキスト No.2 P59～60「3. 不法目的への融資の禁止」参照。
- c. 融資の申込みが、直接、反社会的勢力からでなく一般企業の外形を装ったフロント企業を通じて行われた場合、そのフロント企業は実質的に反社会的勢力である（あるいは反社会的勢力が介在している）ことから、表面的には通常の合法的な企業と何ら変わりなくとも、断固として謝絶しなければならない。よって適切ではない。テキスト No.2 P58～59「2. 反社会的勢力に対する融資の謝絶」参照。
- d. 不法な資金使途に対する融資を行わないためには、融資実行前に見積書や契約書等による資金使途の確認は当然のこと、融資実行後の資金トレースも厳格に行うことが必要である。よって適切ではない。テキスト No.2 P59～60「3. 不法目的への融資の禁止」参照。
したがって、b. c. d. が適切でないため、(3) が本問の正解である。

取引先からの融資申込みへの対応

【問 41】 取引先からの融資申込みへの対応の説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 金融機関ごとに「回答までの日数を○日にする」といった絶対的な基準が設けられており、融資申込みがあった場合、その期間内に審査が終わるよう手続きを進めなければならない。
- b. 取引先への回答期限日より前に案件が否決となった場合でも、否決である旨を取引先に伝えるのは回答期限日とする。
- c. 金融機関が相手方に期待を抱かせたにもかかわらず、合理的な理由もなく一方的に融資を拒絶した場合でも、融資の可否を決めるのは金融機関なので責任を追及されることはない。
- d. 上席者が、部下が担当する融資の案件数、案件の難易度、処理の進捗状況等を把握し、部下が案件を抱え込まないように管理・指導することは、浮き貸し等の不祥事を防止する観点からも重要である。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切である)

正解 (1)

正解率 88.9%



解 説

- a. 案件の難易度、担保の有無などによって審査期間は様々であり、回答までの日数を何日に設定するという絶対的な基準があるわけではない。よって適切ではない。テキスト No.2 P60～63「4. 融資可否の早期回答の必要性」参照。
- b. 否決の回答が出たなら、早い段階で取引先に伝えることで、取引先も他の金融機関に融資の申込みをしたり、売掛先や支払先に取引条件の変更を申し入れる時間的余裕が生まれる。そのため回答が出たらすぐに伝えるべきである。よって適切ではない。テキスト No.2 P60～63「4. 融資可否の早期回答の必要性」参照。
- c. 金融機関が合理的な理由もなく一方的に融資を拒絶した場合、債務不履行や不法行為責任を追及される可能性がある。よって適切ではない。テキスト No.2 P60～63「4. 融資可否の早期回答の必要性」参照。
- d. 適切である。テキスト No.2 P60～63「4. 融資可否の早期回答の必要性」参照。
したがって、d. が適切であるため、(1) が本問の正解である。

営業店内で実施される店内検査

〔問 42〕 営業店内で実施される店内検査の説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 営業店の事務を第三者の目で専門的にチェックするのは本部の監査部門の役割であり、営業店内で実施される店内検査はあくまでも本部が行う監査の補助的な役割を担う。
 - b. 店舗に所属する役席者数が少ない場合は、自身が担当する分野を自身が検査することで、十分な牽制が働く。
 - c. 検査対象は、事務を担う管理者や一般職員で、支店長やパート・派遣職員は対象外とする。
 - d. 店内検査は日常の業務実施体制を検証するものであり、特定の営業日だけを注視するのではなく、常態を捉えるようにすることが大切である。
- (1) ゼロ(すべて適切ではない)
 (2) 1つ
 (3) 2つ
 (4) 3つ

正解 (2)

正解率 84.7%



解 説

- a. 専門的に各部門の監査を行う本部監査は、営業店全店舗の実態を詳細かつ網羅的に把握することは難しいため、営業店内で相互に行う店内検査が重要な意味を持ち、主体的に取り組む必要がある。よって適切ではない。テキスト No.2 P64 「1. 取組姿勢や内容を見直しで実効性を高める」参照。
- b. 店内検査は、一定の牽制が働く体制で任命・配置されているかが重要な着眼点であり、自身が担当する分野を自身が検査するようなことはしないようにする必要がある。よって適切ではない。テキスト No.2 P67 「図表1 店内検査実施体制についての重点チェックリスト (15項目)」参照。
- c. 検査の実施対象は、職員全員に及ぶことが必要で、支店長やパート・派遣職員も対象外としてはならない。よって適切ではない。テキスト No.2 P67 「図表1 店内検査実施体制についての重点チェックリスト (15項目)」参照。
- d. 適切である。テキスト No.2 P65 ～ 66 「2. 店内検査の具体的なチェックポイント」参照。
したがって、d. が適切であるため、(2) が本問の正解である。

パート・派遣職員等の管理

[問 43] パート・派遣職員等の管理の説明として、適切なものはいくつあるか。

(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. パート・派遣職員の活用には、立場の違いから生じる不満や行動性質への目配りが重要であり、パート・派遣職員も含めたコンプライアンス体制の構築が求められる。
- b. 管理者は、各人の業務範囲・資格の取得状況等を把握しておき、無資格のパート・派遣職員が業務範囲外の仕事を行わないようにしなければならない。
- c. パート・派遣職員等は定型的な業務が多いことから、コンプライアンス教育は、法律や規定・マニュアルに則った業務を厳正に行わせることだけを主眼に、指示したことを指示されたとおりにやるよう指導を行う。
- d. パート・派遣職員の日常業務に関して、ミスや誤りを発見した際、そのミスを非難するような態度で臨むことは、将来的にミスを隠蔽する行動に走らせる危険がある。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ(すべて適切である)

正解 (3)

正解率 80.9%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.2 P77～78「2.金融機関における活用面での留意点」参照。
- b. 適切である。テキスト No.2 P79～80「1.資格・業務範囲の徹底」参照。
- c. パート・派遣職員に対するコンプライアンス教育は、法律や規定・マニュアルに則った業務を厳正に行わせるということだけでなく、「明文化されたもの・されていないものも含めて、職場の決まりの意味を考えて行動すること」を徹底する必要がある。よって適切ではない。テキスト No.2 P80～81「2.コンプライアンス教育」参照。
- d. 適切である。テキスト No.2 P81「3.心理的側面への配慮」参照。
したがって、a. b. d. が適切であるため、(3)が本問の正解である。

パート・派遣職員とのコミュニケーションと業務別管理

[問 44] パート・派遣職員とのコミュニケーションと業務別管理の説明として、適切でないものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) パート・派遣職員に「正社員ではないから」「パート・派遣職員だから」という甘えが見られることもあるが、管理者は正社員と同様に一律的に同じ指導・扱いを行う必要がある。
- (2) パート・派遣職員は出勤日や出勤時間がまちまちで、業務に必要な情報が行き届いていない場面が見受けられるが、必要事項を口頭ではなく情報ノートに集結したり、食堂の掲示板等を活用するといった、全員に行き届かせる工夫が必要となる。
- (3) 窓口・ロビー業務においては、事務処理後の結果確認はもちろん、日常業務が規定・ルールどおりに実施されているか、日常のチェックや、顧客との応対を観察する必要がある。
- (4) 外訪活動については、管理者の目が行き届かない場面も多いことから、事務手続き上の注意点だけでなく、防犯・交通事故といった渉外活動上の注意点を指導することも必要となる。

正解 (1)

正解率 65.6%



解 説

- (1) パート・派遣職員に「正社員ではないから」「パート・派遣職員だから」という甘えが見られることもあるが、待遇面で正社員との違いもあるため、一律的に同じ扱いをすることで問題が起る可能性もある。そのためケース・バイ・ケースの対応が必要になる。よって適切ではない。テキスト No.2 P85 「2. パート・派遣職員を特別扱いしない」参照。
- (2) 適切である。テキスト No.2 P87 「5. 情報の共有化を図る」参照。
- (3) 適切である。テキスト No.2 P91 ～ 92 「3. 窓口・ロビー業務の管理のポイント」参照。
- (4) 適切である。テキスト No.2 P94 「5. 渉外業務の管理のポイント」参照。
したがって、(1) が適切でないため、これが本問の正解である。

クレーム・トラブルの傾向と基本対応

[問 45] 金融機関へのクレーム・トラブルの傾向と基本対応の説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 一般にクレームは、金融機関の基本的な対応に関するものや事務処理・事務ミスに起因するもの、顧客の思い違いによるものは少なく、些細な事務ミス等にいいがかりをつけるクレーマーからの悪質なクレームが大半である。
 - b. 自店のクレームやトラブルへの対応によっては、解決までに時間を要したり、予想外の問題に発展したりする可能性もあり、ひいては金融機関の公共性や社会的責任を問われかねない状況にもなる。
 - c. 営業店で苦情等が発生した場合、役席に報告する前に担当者個人が解決に努め、それで解決ができない場合は役席へ報告し、組織で対応する。
 - d. クレームと苦情は同じものであり、両者は区別するものではない。
- (1) ゼロ(すべて適切ではない)
 - (2) 1つ
 - (3) 2つ
 - (4) 3つ

正解 (2)

正解率 71.9%



解 説

- a. 一般的にクレームは、金融機関の基本的な対応に関するもの、事務処理・事務ミスに起因するもの、顧客の思い違いによるものが大半であるが、時には些細な事務ミス等にいいがかりをつける、クレーマーからの悪質なクレームもある。よって適切ではない。テキスト No.2 P96～97「1.クレーム・トラブルと金融機関業務」参照。
 - b. 適切である。テキスト No.2 P96～97「1.クレーム・トラブルと金融機関業務」参照。
 - c. 営業店で苦情等が発生した場合、担当者個人が解決することなく、組織で対応する店内体制を確立しておく。また些細なことであっても役席へ報告する。よって適切ではない。テキスト No.2 P97～99「2.一般的な苦情・問合せの対応」参照。
 - d. クレームは顧客の不満に基づく、金融機関側に対する何らかの要求行為を意味する。単なる不満の表明に終わる苦情とは区別すべきものである。よって適切ではない。テキスト No.2 P97～99「2.一般的な苦情・問合せの対応」参照。
- したがって、b. が適切であり、(2) が本問の正解である。

苦情等が発生した場合の対応

[問 46] 苦情等が発生した場合の対応の説明として、適切なものはいくつあるか。

(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 顧客から金融機関に対して何らかの要求行為があった場合、基本的には応じるようにする。
- b. クレーム処理の第一の目的は、不祥事がマスコミ報道へと至ること、ネット掲示板へ掲載されたり、ネット告発されたりすることを防ぐことである。
- c. 営業店で受け付けた苦情は、すべて速やかに本部担当部署へ報告する。
- d. 営業店においては、本部所管の指示、規定、マニュアルに従いクレーム処理に関する責任者・担当者を定め、マネジメントされる。

(1) ゼロ(すべて適切ではない)

(2) 1つ

(3) 2つ

(4) 3つ

正解 (3)

正解率 50.7%



解 説

- a. 金融機関が要求に応じるか否かの基本は、顧客の要求に法律的理由があるか否かであり、法律的理由があるにしても要求内容が妥当か否かを検討しなければならない。よって適切ではない。テキスト No.2 P100「3.クレーム処理とトラブルの発生防止」参照。
- b. マスコミ報道へと至る、ネット掲示板へ掲載されたり、ネット告発されたりするのは、事態がクレームそしてトラブルへと発展してしまった結果である。クレーム処理の目的は、苦情がクレームそしてトラブルへと進展するのを避けること、事態がこじれて裁判などの本格的なトラブルへと発展するのを避けることである。よって適切ではない。テキスト No.2 P100「3.クレーム処理とトラブルの発生防止」参照。
- c. 適切である。テキスト No.2 P101～102「4.営業店マネジメント」参照。
- d. 適切である。テキスト No.2 P101～102「4.営業店マネジメント」参照。
したがって、c. d. が適切であるため、(3)が本問の正解である。

不祥事件発覚時の対応

[問 47] 不祥事件発覚時の対応の説明として、適切でないものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 発覚時の基本的な考え方は「迅速かつ適切な事後対応を取る」ことと、「不祥事を決して隠蔽しない」ことである。
- (2) 広報担当部署は、不祥事の公表が速やか、かつ詳細であるほどマスコミや顧客等の理解と支持が得られやすい傾向が見られることを認識したうえで、適切と思われる機会に公表する。
- (3) 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報が必要になる。
- (4) 早期に事実の正確な解明がなされるよう、できるだけ多くの人員で調査等を行う。

正解 (4)

正解率 74.3%



解 説

- (1) 適切である。テキスト No.2 P105～107「3. 不祥事件発覚時の対応」参照。
- (2) 適切である。テキスト No.2 P105～107「3. 不祥事件発覚時の対応」参照。
- (3) 適切である。テキスト No.2 P105～107「3. 不祥事件発覚時の対応」参照。
- (4) 未対策のうちに顧客や市場に情報が漏れるおそれがあるため、通常は限られた人員で内密な対応が行われる。よって適切ではない。テキスト No.2 P105～107「3. 不祥事件発覚時の対応」参照。

したがって、(4)が適切でないため、これが本問の正解である。

不祥事件が発覚した場合の営業店での対応

[問 48] 不祥事件が発覚した場合の営業店での対応の説明として、適切なものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 不祥事件を起こした当事者を直ちに職務から離脱させ、帰宅、自宅待機を命ずることが最優先である。
 - b. 役職員が特定の人物をかばう対応は、営業店の結束を高めることにつながるため、許容する。
 - c. 不祥事件解明中は、営業店の業務をいったん中止し、臨時閉店とする。
 - d. 不祥事件を起こした職員がいた営業店が、コミュニケーションや業績に支障が生じるといった後遺症に悩んでいる場合、元に戻るまで異動といった人事的な措置は行ってはならない。
- (1) ゼロ(すべて適切ではない)
 (2) 1つ
 (3) 2つ
 (4) 3つ

正解 (1)

正解率 65.3%



解 説

- a. 最優先となるのは、当事者からヒアリングを行うことである。帰宅、自宅待機を命ずると逃亡や自殺によって事実が判明不能となるリスクがあることにも留意する。よって適切ではない。テキスト No.2 P108「4. 営業店での対応上の留意点」参照。
 - b. 特定の人物をかばうといった二次的不正が行われぬよう十分に注意し、職員を正しく導かなければならない。よって適切ではない。テキスト No.2 P108「4. 営業店での対応上の留意点」参照。
 - c. 不祥事件解明中でも、業務ができる限り通常のペースで行われるように努める。閉店すると顧客に不審がられるようなこともある。よって適切ではない。テキスト No.2 P108「4. 営業店での対応上の留意点」参照。
 - d. 不祥事件後、数年にわたり営業店がコミュニケーションや業績に支障が出るといった後遺症に悩む場合もあり、人事的な配慮等も必要な場合がある。よって適切ではない。テキスト No.2 P108「1. 営業店での対応上の留意点」参照。
- したがって、すべて適切でないため、(1)が正解である。

再発防止策の策定

[問 49] 不祥事件の再発防止策の策定の説明として、適切なものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 不祥事件再発防止策に係る行動計画は、コンプライアンス委員会等のリスク管理の最高執行機関が可能な限り速やかに審議、決定する。
- (2) 監事は、不祥事件再発防止策の策定に関与する必要はなく、不祥事件再発防止策の実施状況について監視を行い、牽制機能の確保に努めるようにする。
- (3) 多額の債務を抱える職員や多重債務に陥る懸念のある職員の早期把握を図るため、プライバシーに踏み込む形で、収支状況や資産負債状況をヒアリングする。
- (4) 職員に対しては、各種研修にコンプライアンスに関する研修内容を織り込み、経営理念や行動基準に沿った行動や相互牽制の徹底を図らせる。

正解 (4)

正解率 89.6%



解 説

- (1) 不祥事件再発防止策に係る行動計画を可能な限り速やかに審議、決定するのは、理事会（銀行の場合は取締役会）である。リスク管理の最高執行機関は、定期的な実施状況の監視、指導を行う。よって適切ではない。テキスト No.2 P109～113「2. 具体的な施策内容とそのマネジメント」参照。
- (2) 監事は、不祥事件再発防止策の策定に関与する必要がある。よって適切ではない。テキスト No.2 P109～113「2. 具体的な施策内容とそのマネジメント」参照。
- (3) 多額の債務を抱える職員や多重債務に陥る懸念のある職員の早期把握を図るため、収支状況や資産負債状況をヒアリングすることは適切な再発防止策といえるが、職員のプライバシーを十分に尊重しなければならない。よって適切ではない。テキスト No.2 P109～113「2. 具体的な施策内容とそのマネジメント」参照。
- (4) 適切である。テキスト No.2 P109～113「2. 具体的な施策内容とそのマネジメント」参照。したがって、(4) が適切であるため、これが本問の正解である。

平時および風評リスク発生時における管理

〔問 50〕 平時，および風評リスク発生時における管理の説明として，適切でないものはいくつあるか。(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- a. 平時においては，風評リスク管理計画の対策について，他金融機関の風評事例などをもとに見直しを行い，実効性を確保しておく。
 - b. 風評リスク発生時においては，収集された情報の事実の分別により，事実に基づく風評か否かを識別する。
 - c. 風評リスク発生時においては，顧客行動に変化の兆しが見られるなど，危機の度合いが加速度的に増加する懸念が大きい場合は，確認事象が低リスクレベルであっても，緊急危機対応を発動する。
 - d. 不祥事対応など一連の事態の沈静化を早期に図るためには，金融機関から不祥事件を起こした者の氏名を公表することが有効である。
- (1) 1つ
 (2) 2つ
 (3) 3つ
 (4) 4つ(すべて適切ではない)

正解 (1)

正解率 79.2%



解 説

- a. 適切である。テキスト No.2 P117～120「4. 風評リスク管理計画とその実施」参照。
- b. 適切である。テキスト No.2 P117～120「4. 風評リスク管理計画とその実施」参照。
- c. 適切である。テキスト No.2 P117～120「4. 風評リスク管理計画とその実施」参照。
- d. 風評リスクの1つとして，マスコミやネット等で不祥事件を起こした者が名指しされることはあるが，金融機関から当事者の氏名を公表することはない。よって適切ではない。テキスト No.2 P117～120「4. 風評リスク管理計画とその実施」参照。

したがって，d. が適切でないため，(1)が正解である。

正解一覧表

問題	正解	問題	正解	問題	正解	問題	正解	問題	正解
問 1	4	問11	1	問21	3	問31	1	問41	1
問 2	4	問12	2	問22	4	問32	2	問42	2
問 3	1	問13	3	問23	2	問33	3	問43	3
問 4	3	問14	3	問24	2	問34	2	問44	1
問 5	2	問15	2	問25	3	問35	3	問45	2
問 6	3	問16	1	問26	4	問36	4	問46	3
問 7	1	問17	2	問27	2	問37	1	問47	4
問 8	3	問18	4	問28	2	問38	3	問48	1
問 9	3	問19	4	問29	4	問39	2	問49	4
問10	4	問20	1	問30	1	問40	3	問50	1